

砥部町農業委員会総会
令和 6 年 8 月議事録

令和 6 年 8 月 農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和 6 年 8 月 農業委員会総会
2 開始日時	令和 6 年 8 月 5 日（月）13 時 30 分～
3 開催場所	砥部町役場 2 階 大会議室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 河瀬利文、正岡英司、佐野淳子、松村 要、渡部智磨子 坂本勝美、竹内 勝、福田康彦、久保 徹、門田幸一 相原雄一、笹山準一、松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政 越智 守
5 欠席委員	なし
6 職務のため会議に出 席した職員の職氏名	池田 晃一（事務局長） 森岡 誠 （事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和6年8月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第39号 非農地証明願について 1件

日程第3 議案第40号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 1件

日程第4 議案第41号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区
域除外について 1件

・閉会

令和 6 年 8 月砥部町農業委員会総会

令和 6 年 8 月 5 日（月） 13 時 30 分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から 8 月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は全員出席していますので、総会が成立しております。 それでは、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、8 月農業委員会総会を開会いたします。 日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第 20 条第 2 項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、13 番、松尾利勝さん、14 番、三木恭子さんにお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第 2 議案第 39 号 砥部町農業委員会に提出のあった非農地証明願について、農業委員会の承認を求めます。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書は 1 ページ、地図も 1 ページをご覧ください。 申請人は〇〇さんです。所在地は〇〇です。 申請の経緯については、これらの周囲は山林で、30～40 年前に植林し、現在は完全に周囲と同化して山林化しています。 非農地証明を発行できる条件については、愛媛県が作成する「非農地証明取扱要領」により判断することとしており、その中に、非農地証明の対象とする土地は、昭和 27 年 10 月 21 日以降農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難なものが対象とあり、これに該当していることから、非農地証明を発行して問題ないと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。

担 当 委 員	〇〇さんが植林し完全に山林になっています。ご審議よろしく願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第 3 議案第 40 号 農地法第 3 条 1 項の規定に基づく許可申請について、1 件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の 2 ページ、地図も 2 ページをご覧ください。 渡人は〇〇さん、受人は〇〇さんです。申請地は〇〇です。 申請の経緯について、渡人が〇〇で申請地の維持管理に苦労していたところ、受人が〇〇しやすい申請地を、取得するものです。 作付予定作物は水稻、季節野菜、受人の営農家族構成は、本人です。農作業機械はコンバイン等を所有しております。 営農日数は、250 日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	この土地は〇〇さんの近くにあり、草刈りなど手入れをしています。説明のとおり問題ありません。ご審議のほどよろしく願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	日程第4 議案第41号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域除外について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の3ページ、地図も3ページをご覧ください。 申請人は〇〇さん。申請地は〇〇で、目的は、農家住宅の建築を行うものです。 農振除外の経緯についてですが、現在、申請人が農家住宅を建築することを計画しましたが、所有する農地〇〇は、どちらも農用地区域で住宅が建てられないため、除外の申し出があったものです。 農振除外が可能かどうかという事についてですが、除外するためには5つの要件をクリアする必要があります。 1つ目は、代替地がないことです。自己所有地は農用地区域2筆で、代替地はありません。 2つ目は、周辺農地への影響がないことです。申請地は、畑と住宅に隣接しておりますが、隣地耕作者から同意を得られていることから、周辺農地への影響はないものと思われます。 3つ目は、担い手への影響がないことです。今回の変更に係る土地に、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと思われます。 4つ目は、付帯施設への影響がないことです。周辺の農道や水路、土地改良施設への影響はないと思われます。 5つ目は、土地基盤整備事業の実施状況の考慮、についてです。該当事業はありません。 以上、5つの要件のいずれにも該当せず、除外は可能であると思われますので、農業委員会から町に対し、砥部町農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更することについては、異議ないものとして、意見書にて回答したいと思います。 以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	〇〇さんは現在、〇〇しています。〇〇で熱心に農業をしていて、家を建てると〇〇に住めるようになります。よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。

議 長	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、8月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。 13時43分 閉会
-----	---

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____